

平成24年度第62回税理士試験 的中実績

TACの全国公開模試が本試験で的中しました！

TACでは常に本試験の最新傾向を分析して、全国公開模試の問題を作成しています。

簿記論

本試験問題

【第三問】

【資料3】修正事項及び決算整理事項等

1 現金に関する事項

(1) 決算整理にあたり金庫を実地調査したところ、次のものが保管されており、それぞれ適正に処理されていることを確認した。

- ① 通貨 191,400円
- ② 他人振当座小切手 34,600円(振出日平成24年3月25日)
- ③ 他人振当座小切手 30,000円(振出日平成24年4月5日)
- ④ 送金為替手形 56,000円

(2) 決算日における現金出納帳の帳簿残高と現金有高との差異原因を調査した結果、次の事実が判明した。

- ① 営業費4,200円(税込)を支払っていたが、42,000円(税込)と記帳していた。
- ② 収入印紙購入のため10,000円を支払っていたが、未記帳となっていた。なお、そのうち5,000円の収入印紙を営業担当者が保管していた。
- ③ その他は原因不明として雑収入または雑損失として処理する。

2 当座預金に関する事項

(1) 銀行より入手した決算日現在の当座預金残高証明書の金額は3,285,800円であった。

(2) 当座預金出納帳の帳簿残高と当座預金残高証明書の金額との差異原因を調査した結果、次の事実が判明した。

- ① 買掛金支払いのために振出した小切手2,250,000円が未取り付けとなっていた。
- ② 当期に回収された売掛金のうち354,000円を345,000円と記帳し、しかも貸借反対に記帳していた。
- ③ 買掛金支払いのために振出した小切手150,000円を仕入担当者が手許に保管していた。
- ④ 社会保険料2,045,300円(2月分)が預金から引落しとなっていたが、未記帳になっていた。なお、会社負担分は人件費として処理する。

3 売掛金に関する事項

得意先A者に対して、売掛金の残高確認を実施したところ、次の事実が判明した。

平成24年3月31日現在におけるA社に対する得意先元帳残高は2,530,000円であり、A社の残高確認金額(回答額)は2,488,000円であった。この差異原因は、3月販売分の返品42,000円(税込)の記帳処理がなされていなかったためである。営業担当者は、返品された商品80個は販売見込みなしと判断し、期末までに廃棄処分していた。

TAC予想問題

●全国公開模試【第三問】

【資料2】甲社の決算整理事項等

1 現金預金

(1) 現金の帳簿残高は2,032,900円であり、実際有高との差額は雑損失に振り替えることとする。なお、決算日当日の金庫の中には以下のものが保管されていた。

- ① 通貨 1,524,900円
 - ② 甲社振出の小切手 470,000円
 - ③ B社振出の小切手 222,000円(振出日:平成24年4月3日)
- ※現金で処理している。

(2) 預金の帳簿残高のうち当座預金は28,440,200円であり、期末に銀行から取り寄せた当座預金残高証明書の金額は25,185,430円であった。帳簿残高と残高証明書の差異の原因は以下のとおりである。

- ① K社に対する買掛金の支払いのために振出した小切手1,575,000円が未取付であった。
- ② A社振出の約束手形2,460,000円(決済日:平成24年4月5日)を銀行に取立依頼し、入金記帳していた。
- ③ 期末日に現金3,000,000円を預け入れたが、銀行の営業時間外であったため、翌日の入金とされた。
- ④ D社からの掛代金368,000円が当座預金に振り込まれていたが、銀行からの通知が未達であった。
- ⑤ 3月分の企業年金掛金の自動引落額200,000円が未記帳であった。
- ⑥ 割引した手形4,460,000円について、割引料7,770円が差し引かれて入金されていたが、額面金額で入金記帳していた。
- ⑦ 仕入先L社に対する買掛金決済のため小切手470,000円を振り出し記帳していたが、金庫の中に保管されていた。

2 売上取引

売掛金について得意先に問い合わせたところ、甲社の帳簿残高と次の乖離があった。なお、販売については税込みで行っている。

得意先	甲社帳簿残高	得意先回答金額
D社	10,500,300円	10,132,300円
F社	9,220,000円	8,939,650円
J社	5,660,000円	4,967,000円

- (1) D社から振り込まれていた掛代金について未記帳であった。
- (2) F社に対して掛代金の早期決済による割引を行ったが、決済金額で記帳していた。なお、割引については消費税等を考慮する。
- (3) J社から決算日直前に返品を受けた商品(原価21,000円/個)について、倉庫に搬入済みであったが、返品受入れ処理を行っていなかった。なお、販売単価は31,500円(税込み)である。

財務諸表論

【第三問】問1 6

(3) 当社は平成24年3月1日に機械装置につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次の通りである。

- ①解約不能のリース期間5年
- ②リース物件(機械装置)の経済的耐用年数6年
- ③リース料は月額1,200千円(リース料総額72,000千円)である。リース料の支払は、平成24年3月31日を第1回とする毎月末払であり、支払済リース料は製造経費で処理している。
- ④所有権移転条項及び割安購入選択権はともになく、リース物件は特別仕様ではない。
- ⑤リース料総額の現在価値は67,680千円である。
- ⑥当社の見積現金購入価額は66,360千円である。
- ⑦リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分することとする。
- ⑧減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産に一括して「リース資産」として表示するものとする。

●全国公開模試【第三問】(1)6

(注)平成23年4月1日に器具備品につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次のとおりである。

- ①解約不能のリース期間:4年(定額法償却率:0.250)
- ②当該器具備品の経済的耐用年数:5年(定額法償却率:0.200)
- ③リース料は月額6,000千円(総額24,000千円)である。リース料の支払は、平成24年3月31日を第1回とし、平成27年3月31日を最終回とする毎年3月31日払である。
- ④所有権移転条項及び割安購入選択権は共になく、リース物件は特別仕様ではない。
- ⑤貸手の計算利率は知り得ない。当社の追加借入に適用されると合理的に見積もられる利率は2%である。2%で4年の年金現価係数は3.808とする。
- ⑥当社における当該器具備品の見積現金購入価額は23,000千円である。
- ⑦リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、原則法(リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法)によることとし、当該利息相当額についてはリース期間にわたり利息法により配分することとする。
- ⑧減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。なお、リース資産は有形固定資産の当該科目に含めるものとする。

所得税法

1. 甲は、同居する父に介護の必要が生じたため、本年4月に自宅にバリアフリー改修工事を行い、1,200,000円支払った。この工事とともに自宅に壁や窓の断熱工事と太陽光発電装置を設置し、2,000,000円支払った。工事費について、借入金での支払いはなく、また自宅と店舗は別の敷地に建っている。これらの工事は本年4月に完了し、引き渡しを受けている。なお、このバリアフリー改修工事は住宅特定改修特別税額控除の要件を満たしている。

●全国公開模試【第二問】

【資料V】

乙は、本年11月、乙の住宅(床面積220㎡)について省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)をし、その費用3,362,500円を支出している。

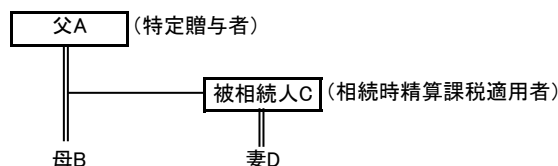
また、この工事に係る標準的な費用の額は2,935,000円である。なお、工事費用のうち2,480,000円は太陽光発電設備設置工事に係るものであり、これについては、本年12月、地方公共団体から補助金合計620,000円の給付を受けている。

相続税法

【第一問】

問2 相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務の承継について簡潔に説明したうえで、次の各設例における納税に係る権利又は義務が誰にどのような割合で承継されるか、理由を付して説明しなさい。

(1) 特定贈与者である父Aの志望前に相続時精算課税適用者である被相続人Cが死亡した場合におけるCが相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務



●全国公開模試【第一問】

問1 相続時精算課税(相続税法第二章第三節)について、次の問に答えなさい。

なお、解答は、答案用紙【第一問】の1枚目から3枚目の所定の箇所に記入しなさい。

- (1) 相続時精算課税の選択について説明しなさい。
- (2) 相続時精算課税選択届出書を提出した者に係る相続税の計算上、留意すべき事項を簡潔に答えなさい。
- (3) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税の選択ができる場合において、その者がその贈与により財産を取得した年において、その者がその贈与により財産を取得した年において死亡した場合に適用がある手続規定について答えなさい。

消費税法

【第一問】

問1 次の各問に答えなさい。

(1) 消費税法第30条第6項に規定する「課税売上割合」が、その課税期間において95%未満である場合における**仕入れに係る消費税額の控除の適用関係について述べなさい。**

なお、同法第30条第3項に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の適用要件についても述べなさい。

(2) 同法第30条第2項(同法第30条第1項が適用されない場合の計算規定)及び第6項(同上各項における用語の定義規定)は、平成23年法律第82号によりその一部が改正され、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されている。この改正内容及び改正理由について簡潔に述べなさい。

(注) 課税売上割合の意義及び課税売上割合の計算に関して消費税法施行令に規定する部分については触れる必要はない。

●全国公開模試

【第一問】

問1 課税事業者である法人Aは、当課税期間(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)における国内において行った課税仕入れにつき、課税資産の譲渡等によるのみ要するもの、その他の資産の譲渡等によるのみ要するもの及び課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分をしていない。

この場合における**A社の当課税期間に係る仕入税額控除の適用関係について説明しなさい。**

なお、保税地域からの課税貨物の引取り、仕入れに係る消費税額の特例規定及び調整規定、消費税法施行令第50条(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等)、消費税法上に規定されている用語の意義(帳簿及び請求書等の意義を含む。))については触れる必要はない。